

# 外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業の新商品開発等事業実施要領

平成30年4月17日付け30食需研第90号

## 第1 趣旨

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国産農林水産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進する必要となっている。

また、平成31年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指し、食品製造業者等と生産者等が連携し、輸出先のニーズに応じた新商品開発を行うことにより、加工食品の輸出を拡大することが求められている。

このため、一般社団法人食品需給研究センター（以下「食品需給研究センター」という。）は、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28生産第1074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）」、「外食産業等と連携した需要拡大対策事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28生産第1073号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）」及び「外食産業等と連携した加工食品の輸出需要拡大対策事業実施要領」（平成28年10月11日付け28食産第2703号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）」に基づき、国の助成を受け、加工食品の輸出需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産農林水産物を原材料とした加工食品の新商品開発を推進し、その輸出拡大に貢献する取組等を行う事業を実施するものとする。

本事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）」、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）」及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）」に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

## 第2 事業対象加工食品

本事業の対象となる加工食品は、日本国内で生産された青果物、茶等工芸農作物、穀類、いも類等甘味資源作物、畜産物、特用林産物及び水産物並びにこれらを主な原料とする加工品（以下「国産農産物等」という。）」を原料の一部とし、輸出向けに需要を創出するものとして製造されたものとする。

## 第3 外食・加工業者等の要件

第4の事業を実施する者は、外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会（以下「外食・加工業者等」という。）」であって、次の（1）から（3）までの要件の全てを満たすものとする。

なお、外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会（以下「協議会」という。）」については、併せて（4）の要件も満たすこととする。

（1）国産農産物等を活用した新規性のある商品の開発、製造を行う外食・中食・食品加

工業者等であること。

- (2) 安定的に国産農産物等を原材料として供給することができる能力のある生産者（当該地域の1戸当たりの平均作付面積を超える者又は今後3年間でこれを超える計画を有する者をいう。以下同じ。）又は生産者団体等（以下「生産者」という。）との間で原材料の供給契約（流通事業者を交えた三者契約も可とする。以下「原料供給契約」という。）を本事業の実施年度中に締結すること。また、協議会においては、構成員である外食・中食・加工業者等が生産者との間で原料供給契約を締結すること。

なお、原料供給契約は、複数の生産者との締結を基本とする。

この場合において、原料供給契約の期間は、補助金の交付の翌年度から3年以上とし、毎年度更新することができるものとする。

- (3) 本事業により開発した商品については、国産農産物等を使用した商品である旨を商品の包装等に表示すること。

- (4) 協議会は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 都道府県又は市町村が構成員となっており、本事業の実施に必要な指導及び協力が確実に得られること。

イ 取組の内容の決定に当たって様々な業種の事業者の意見が反映されるため、外食・中食・加工業者等を始めとして、様々な業種の事業者が構成員となっていること。

ウ 代表者の定めがあること。

エ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。

オ 各年度ごとの事業計画、収支予算書等が総会等で承認されていること。

#### 第4 事業の内容

食品需給研究センターは、第3の要件を満たす外食・加工業者等が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。ただし、1の(2)に掲げる新商品の開発に必要な試作は必須とする。

##### 1 輸出向け新商品の開発・試作

(1) 輸出向け新商品の開発のための検討会の開催

(2) 輸出向け新商品の開発に必要な試作、試作品に係るパッケージの開発等

(3) 試作品の評価検討会の開催

##### 2 試作品のプロモーション

(1) 試作品のPRパンフレット等の作成

(2) 試作品の試食会、商談会等の開催

#### 第5 補助対象経費等

##### 1 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。また、事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第8の1の(2)の事業実施計画に記載しなければならない。

ただし、委託して行わせる範囲は、第3の要件を満たす外食・加工業者等が行う事業の補助金の50%未満とする。

- (1) 委託先
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

## 2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。なお、その整理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。
- (2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。
- (3) 第4の新商品は、次のとおりとする。  
自社でこれまで製造・販売をしていない新規性のある（単なるパッケージの変更や商品の形状の変更等を除く。）商品であること。
- (4) 需要の変化による売上げの減少等やむを得ない事情により、本事業により開発した新商品の製造を中止する場合には、第3の（1）及び（3）の要件を満たす代替商品の製造に努めることとする。

## 第6 補助金額及び補助率

補助金の額は、87,000千円であり、この範囲内で本事業に必要な経費を助成する。なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。本事業の補助率は、別表2に掲げるとおりとする。

## 第7 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から平成30年6月30日までとする。

## 第8 事業実施等の手続

### 1 事業の公募

- (1) 食品需給研究センターは、第4の事業の実施に当たり、外部有識者等により構成される公募選考会を設置し、外食・加工業者等を公募により採択するものとする。
- (2) (1)の公募を受けて、外食・加工業者等は、別記様式第1号を用いて、新商品の開発等に係る事業実施計画（以下「商品開発事業計画」という。）を作成し、食品需給研究センターに提出するものとする。
- (3) 公募選考会は、外食・加工業者等が第3の要件に合致するか、外食・加工業者等から提出された商品開発事業計画が適切であるか等について審査を行うものとする。  
なお、食品需給研究センターは、外食・加工業者等を公募するごとに、公募選考会を開催し、審査を行うものとする。
- (4) 食品需給研究センターは、(3)の審査の結果（採択（承認）又は不採択）を当該商品事業計画を作成した外食・加工業者等に対し、通知するものとする。

### 2 補助金交付の申請

- (1) 1の(4)により、承認の通知を受けた外食・加工業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第2号により作成し、食品需給研究センターに2部提出するものとする。
- (2) 外食・加工業者等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない外食・加工業者等については、この限りでない。
- (3) 食品需給研究センターは、(1)の申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、外食・加工業者等に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 外食・加工業者等は、申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を食品需給研究センターに提出しなければならない。

### 3 商品開発事業計画の変更

外食・加工業者等は、以下に該当する商品開発事業計画の変更を行う場合には、別記様式第1号により計画変更承認申請書を食品需給研究センターに提出するものとする。

- (1) 事業の追加、中止又は廃止
- (2) 成果目標の変更を伴う商品開発事業計画の変更
- (3) 補助事業費の30%を超える増減
- (4) 第4の1から3までの経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減

### 4 事業遂行状況の報告

外食・加工業者等は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において、別記様式3号により補助金事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月15日までに食品需給研究センターに2部提出するものとする。

ただし、別記様式第4号の概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

### 5 事業遅延の届出

外食・加工業者等は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類2部を食品需給研究センターに提出しなければならない。

### 6 概算払請求

外食・加工業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書2部を食品需給研究センターに提出するものとする。

## 7 実績報告

- (1) 外食・加工業者等は、補助事業を完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月2日のいずれか早い日までに、別記様式第6号の実績報告書2部を食品需給研究センターに提出しなければならない。
- (2) 第8の2の(2)のただし書きにより交付の申請をした外食・加工業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 第8の2の(2)のただし書きにより補助金の交付の申請をした外食・加工業者等は、(1)の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した外食・加工業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号の消費税相当額報告書により速やかに食品需給研究センターに報告するとともに、食品需給研究センターの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により食品需給研究センターに報告しなければならない。

## 8 補助金の額の確定

- (1) 食品需給研究センターは、前項の(1)の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該補助金の額を確定し、外食・加工業者等に通知する。
- (2) 食品需給研究センターは、外食・加工業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 前項の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 9 事業の実施状況の報告

外食・加工業者等は、事業実施年度の翌年度から5年後まで毎年度、別記様式第8号により本事業の実施状況報告書を作成し、5月31日までに食品需給研究センターに提出するものとする。

## 10 事業の評価

外食・加工業者等は、事業の自己評価及びその報告について、別記様式第9号により、第10の2の目標年度の翌年度の6月末日までに食品需給研究センターに報告するものとする。

## 第9 事業の着手

本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。

## 第10 事業の成果目標

- 1 外食・加工業者等は、商品開発事業計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、外食・加工業者等が取り扱う国産農産物等の使用量を10%以上増加させるとともに、輸出向け新商品を開発することとする。
- 2 本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の5年後とする。

## 第11 交付決定の取消し等

- 1 食品需給研究センターは、第8の3の(1)の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8の2の(3)の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 外食・加工業者等が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等の基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 外食・加工業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 外食・加工業者等が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 食品需給研究センターは、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 食品需給研究センターは、第1項の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第8の8の(3)の規定を準用する。この場合において、同項中「前項の規定による補助金」とあるのは、「第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付」と読み替えるものとする。

## 第12 補助金の経理

- 1 外食・加工業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 外食・加工業者等は、前項の収入及び支出について規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業終了の実施年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

### 第13 情報の取扱い

食品需給研究センターが設置する公募選考会の委員及び外食・加工業者等に対し、助言指導する専門家は、本事業の実施に当たって知り得た外食・加工業者等の開発する商品等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

### 第14 開発された商品・技術の帰属

本事業により発生した特許権等については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、公募による選定後に食品需給研究センターを通じ、国に提出することを条件に、外食・加工業者等に帰属させることとする。ただし、国に提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国に許諾することとする。

- 1 成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- 2 国が、公共の利益のために特に必要があるとして要請する場合には、当該特許権等を無償で利用する権利を、国又は国が指定する者に許諾すること。
- 3 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、特に必要があるとして国が要請するときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- 4 当該特許権等を第三者に譲渡又は許諾する場合には、事前に国と協議して承諾を得ること。

### 第15 収益納付

- 1 外食・加工業者等は、本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第10号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の5月末までに食品需給研究センターに報告するものとする。ただし、食品需給研究センターが、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間が延長されるものとする。
- 2 食品需給研究センターは、1による報告に係る外食・加工業者等が得た収益の全部又は一部の金額について、実施要綱第6の2及び実施要領第16の2の規定に基づき、国に納付を命じられた場合は、その金額について外食・加工業者等に納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、食品需給研究センターは、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

### 第16 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、食品

需給研究センターが別に定めるものとする。

2 事業内容についての問い合わせ先

一般社団法人食品需給研究センター 小野・小林・関根 電話 03-5567-1991

附 則（平成30年4月26日付け30食産第343号農林水産省食料産業局長承認）

この要領は、食料産業局長の承認のあった日（平成30年4月26日）から施行する。